



# 川を大切にしていますか？環境を守っていますか？ 10月1日は「浄化槽の日」です 「合併処理浄化槽」を設置しましょう

あなたの家庭などからでた水は、どこを流れて川へ流れていますか？  
菊池市では、トイレの汚水や台所、風呂などからでる生活雑排水を併せて処理する「合併処理浄化槽」を設置し、水環境の保全を図る事業を進めています。

毎年10月1日は、浄化槽に関する諸制度を整備した法の施行を記念して「浄化槽の日」と定められています。

大切な水と川を守るため、合併処理浄化槽を設置しましょう。

合併処理浄化槽の設置は、個人設置型の補助金交付事業と旧菊池市で行っている市が設置する市町村型の2つの事業があります。

問い合わせ先 下水道課 または 菊池総合支所建設課

## 市町村設置型

### ●設置負担金および開始に伴う使用料

浄化槽の規模	負担金（1回払い）	使用料（月々）
5人槽	88,000円	4,920円
7人槽	102,000円	5,810円
10人槽	129,000円	7,160円

### ●対象地域

旧菊池市で公共下水道計画区域、小規模集合・個別排水処理区域および農業集落排水処理区域を除く地域。

### ※注意事項（市町村設置型）

- 公共下水道計画区域（次期認可区域）は、別途ご相談ください。
- 放流先が確保されていなければ設置できません。
- 工事の着工は、入札などの事務処理のため、原則として申請書受付から2カ月以降になります。
- 工事を施行するため、以下のスペースが必要です。
  - ・5人槽 4.7m × 3.3m
  - ・7人槽 5.2m × 3.5m
  - ・10人槽 5.5m × 3.9m
- 浄化槽の上部には、車は載せられません。やむを得ず載せる場所に設置を希望する場合は、別途補強などの工事が必要になります（割増経費は個人負担です）。

## 個人設置型

### ●補助金交付額

人槽区分	金額		
	旧旭志村区域	旧泗水町区域	旧菊池市区域
5人槽	354,000円～400,000円	522,000円	354,000円
6～7人槽	411,000円～500,000円	660,000円	411,000円
8～10人槽	519,000円～600,000円	930,000円	519,000円

※旧旭志村の区域は、単独浄化槽からの切替えについて15万円の加算。

### ●対象地域

公共下水道区域、農業集落排水処理区域、小規模集合・個別排水処理区域、浄化槽市町村整備区域を除く区域。また、下水道計画区域内で供用開始が7年後以降に予定されている地域。

10月は土地月間

# 「土地と共に豊かな社会」 10月1日は「土地の日」です

土地は限られた貴重な資源です。個人的な利益だけを考えた土地取引などは、土地の有効な利用方法とはいえません。土地の有効利用を図るために定められた土地基本法では、4つの「基本理念」を定めています。

## 4つの「基本理念」

- ①公共の福祉が優先します  
限られた貴重な資源である土地。自分の土地であっても、利用の仕方によっては周辺地域に大きな影響を与えます。土地は公共性の強いものであり、その利用には公共の福祉を優先することによる制限や負担が必要です。
- ②計画に従った適正な利用が大切です  
土地利用は、その土地だけでなく周囲の地域全体も考えて最もふさわしい活用であるかどうか問われます。土地利用についての計画を定め、それらの計画に適合した利用を行うことが求められます。
- ③投機的な土地取引はいけません  
投機的な土地取引は、価格の異常な上昇を招くばかりでなく、利用されないまま放置される土地も増えてしまいます。本当に土地を必要とする人が正常な取引価格で取得できることが大切です。
- ④利益に応じた適切な負担が求められます  
新しい道路の開通や、新駅の開業などの公共施設整備など外部の要因によって土地の価格が上昇することがあります。このような周辺状況の変化によって土地の価格が増大して得られる利益は、公平性の確保のために受ける利益に応じた適切な負担が求められます。



限られた大切な土地。土地の有効利用を考えてみましょう

## 一定面積以上の土地取引には、届出が必要です

一定面積以上の土地を売買等したときは、契約後に権利取得者（買主）が届出をする必要があります。

**届出の必要な取引**  
 売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済など

**届出の必要な土地の面積**  
 市街化区域 2,000㎡以上  
 市街化区域を除く都市計画区域 5,000㎡以上  
 都市計画区域外の区域 10,000㎡以上

**提出期限**  
 契約（予約を含む）締結日から2週間以内

**届出窓口**  
 土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課

**問い合わせ先** 企画振興課

## 計量器の定期検査を受検しましょう

計量は、現代社会のあらゆる分野で活用され、その正確さが要求されています。特に商店や工場、病院、学校などでの取引、あるいは証明に際して行う計量は、その公平を期するため、使用する特定計量器の精度・性能が一定の水準以上に維持されていることが必要になります。

このため、取引や証明に使用する計量器は、法律により2年に1回検査を受けるよう義務付けられています。今回、上記の日程で検査が行われますので、該当する計量器を持つている人は受検されますようお願いします。

### 持参するもの

- 計量器、手数料 ※1台当たり 500円～2,200円

### 検査対象計量器

- ・商店などで商品の売買に使用する「はかり」
- ・病院、薬局などで調剤に使用する「はかり」
- ・学校、病院、保育園などで体重測定に使用する「はかり」
- ・農協、漁協など流通物資の集荷、出荷などに使用する「はかり」
- ・宅配など運送業者などが貨物の運賃算出に使用する「はかり」
- ・農業、漁業などの生産者が生産物などの売買に使用する「はかり」

### 問い合わせ先

- ・商工観光課 または 熊本県計量協会 ☎096(367)7816
- または 熊本県計量検定所 ☎096(369)2151

## 菊池広域連合汚泥再生処理センター(仮称)の名称が「グリーンセンター花房」に決まりました

広域連合の構成市町の広報紙6月号で一般募集した、菊池広域連合汚泥再生処理センター(仮称)の名称が決まりました。7月25日(月)に連合関係者7人で構成する汚泥再生処理センター(仮称)名称選考委員会で、応募作品37作品の中から選考した結果、熊本市在住の江口ミツさんの作品「グリーンセンター花房」が最優秀賞に決定しました。



名称が決まった「グリーンセンター花房」

最優秀作品は、今後、菊池広域連合汚泥再生処理センター(仮称)の正式な名称として使用します。多数の応募、ありがとうございました。

問い合わせ先 菊池広域連合管理課 ☎(38)0172

## 秋の行政相談週間

10月17日(月)から10月23日(日)までは、秋の行政相談週間です。菊池市でも、次のとおり相談所が開設されます。相談は無料です。気軽にご利用ください。

期日	時間	場所	行政相談委員
10月11日(火)	正午～午後3時	七城公民館	なかむらまさつぐ 中村正継 (☎ 加恵)
10月18日(火)	午前10時～午後3時	菊池市中央公民館	にしやまひろる 西山正郎 (☎ 伊倉)
10月20日(木)	午後1時～午後4時	泗水地域福祉センター	あおきせいすけ 青木征輔 (☎ 上高江)
10月21日(金)	午前10時～午後2時	旭志太陽の家	もり やすし 森 保土 (☎ 津留)

問い合わせ先 菊池・七城・旭志・泗水の各総合支所総務振興課